

令和7年度 市民税・府民税 申告の手引き

平素より市民税・府民税の申告、納税にご協力をいただきありがとうございます。この申告は、あなたの市民税・府民税を計算するための課税資料として、また、所得・課税証明書などを発行するための大切な資料となりますので、この申告の手引きを参考に申告書を作成してください。

●提出期限 3月17日（月）まで

1 申告が必要な方・・・令和7年1月1日現在、堺市に住所があり、令和6年中に所得があった方です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

① 所得税の確定申告をする方

【確定申告が必要な場合の例】

- ア 事業（営業、農業、請負報酬、外交員報酬など）所得、不動産所得等がある方で、所得税を納税する必要がある場合
 - イ 給与所得がある方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などにより所得税の還付を受けようとする、又は所得税の追加納税をする場合
 - ウ 給与所得がある方で、令和6年の途中で退職され、その後就職をせず、年末調整を受けなかった場合
 - エ 公的年金等の収入金額が400万円を超えていて、所得税を納税する必要がある場合
 - オ 公的年金等の収入金額が400万円以下であるが、公的年金以外の所得金額が20万円を超えており、所得税を納税する必要がある場合
 - カ 公的年金等の収入があり、エ、オに関わらず所得税の還付を受けようとする場合
- ※所得税の定額減税は令和6年分での適用となりますので、所得税の還付を受ける場合は税務署での確定申告が必要です。

② 所得が給与のみで、勤務先から堺市に給与支払報告書が提出されている方

③ 昭和35年1月2日以降生まれ（65歳未満）で、所得が公的年金等のみで令和6年中の収入が次に該当する方

- ・収入金額が105万円以下の方
- ・収入金額が1,713,334円以下で、公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得金額が48万円以下（※2）であり、その旨を年金機構等に報告している方
- ・収入金額が2,166,667円以下で、本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当し、公的年金等の源泉徴収票にその記載のある方

④ 昭和35年1月1日以前生まれ（65歳以上）で、所得が公的年金等のみで令和6年中の収入が次に該当する方

- ・収入金額が155万円以下の方
- ・収入金額が211万円以下で、公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得金額が48万円以下（※2）であり、その旨を年金機構等に報告している方
- ・収入金額が245万円以下で、本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当し、公的年金等の源泉徴収票にその記載のある方

※①③④において、公的年金等が複数ある場合は合計する

（※2）配偶者が65歳未満の場合、公的年金等の収入のみで108万円以下の方

配偶者が65歳以上の場合、公的年金等の収入のみで158万円以下の方

⑤ 所得が公的年金等のみで、③、④に該当しない方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料や配偶者控除等以外に申告する控除がない方

⑥ 収入が遺族年金や障害年金のみの方

※ 遺族年金や障害年金は課税対象の収入ではないため申告の必要はありません。ただし、申告が必要な場合は「3 申告書の記入の仕方」を参考に、申告書二面の「㊦収入がなかった方などの記入欄」を記入のうえ、申告してください。

所得がなかった方でも、次の場合は申告が必要です。「3 申告書の記入の仕方」を参考に申告書二面の「㊦収入がなかった方などの記入欄」を記入のうえ、申告してください。

- ア 所得・課税証明書等の発行が必要な場合
- イ 国民健康保険料、介護保険料、認定こども園等利用料、公営住宅の家賃等の算定など、各種制度の利用のために市民税・府民税の申告が必要とされている場合

2 申告書の提出方法

（1）申告時に必要なもの（下記書類の添付・提示がない場合は、控除を適用できないことがあります。）

- ① 申告書
 - ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
※堺市に住民票のない方は、個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人番号通知カード等）が必要です。
 - ③ 令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入（所得）の内容がわかるもの（コピー可）
 - ④ 社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険料、任意継続健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）の納付証明書
 - ⑤ 生命保険料（一般、介護医療、個人年金）、地震保険料（旧長期損害保険料含む）の控除証明書
 - ⑥ 障害の種別・程度（等級）がわかる各種手帳、障害者控除対象者認定書
 - ⑦ 国外居住親族に係る扶養控除を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（左記の書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文）
※扶養親族が30歳以上70歳未満の方は、次のいずれかに該当している場合のみ対象となります。
 - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
※外国政府又は外国の地方公共団体が発行した、留学ビザ等の提示又は提出が必要です。
 - (2) 障害のある方
※障害のある方とは障害者控除の要件に従います。
 - (3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方
※送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類が必要です。（注意）いずれも親族関係書類、送金関係書類及び日本語訳の提示又は提出が必要です。
 - ⑧ 勤労学生控除を受ける場合、高等学校、大学等の生徒は学生証、専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書
 - ⑨ 医療費控除明細書・医療費通知等
- ・医療費控除を受ける場合、同封の「医療費控除明細書」を記入してください。なお、領収書はご自宅で5年間保管してください。
 - ・次の項目の記入があれば、同封の明細書や堺市ホームページに掲載の様式以外の明細書でも申告に利用できます。
 - ア 医療を受けた人の氏名
 - イ 続柄
 - ウ 病院・薬局などの名称
 - エ 令和6年中に支払った医療費
 - オ 生命保険や社会保険などで補てんされる金額（補てん対象となった医療費の金額を限度として、その金額を記入してください。）
 - ・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制：スイッチOTC医薬品等を購入した場合）の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を記入してください。なお、健康診断結果通知表等は、ご自宅で5年間保管してください。「セルフメディケーション税制の明細書」の様式は堺市ホームページに掲載しています。

【医療費控除を受ける際の注意事項】

※医療費控除明細書の添付は必須です。医療費控除明細書の添付がない場合は控除を適用できないことがあります。（医療費通知を使用して申告する場合は、通知書原本の添付も必要です。）また**医療費や医薬品購入の領収書のみを提出されても医療費控除は適用できません。**

※医療費控除明細書は「医療を受けた人」、「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて記入してください。

※補てん金は、受け取りが翌年以降でも医療費の支払が令和6年中の場合は、見込額での記入が必要です。受取額が見込額と異なるときは、後日訂正してください。

※通常の医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

⑩ 次に該当する寄附金の受領書等（領収金額の合計が2,000円以上のもの）

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	・都道府県、市区町村への寄附でふるさと納税の特例対象として総務大臣が指定したもの ・災害義援金で最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されるもの
住所地の共同募金会、日赤支部 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	・大阪府共同募金会及び日本赤十字社大阪府支部に対する寄附で総務大臣の承認を得たもの ・ふるさと納税の特例対象として総務大臣の指定を受けていない都道府県、市区町村への寄附
条例指定	堺市分 大阪府分
	・大阪府、堺市それぞれが条例で指定した寄附

（2）提出先 市税事務所 市民税課

【申告期間中は、各区役所に設ける申告会場で提出できます。】

各区役所の申告会場開設期間は、2月17日（月）から3月17日（月）です。

申告が遅れると、市民税・府民税の算定が遅くなり納付回数が増えることや「所得・課税証明書」の発行が遅れるなどの影響が出る可能性がありますので、期間内に申告を行ってください。申告期間中、各区の申告会場は混雑が予想され、長時間お待たせする場合があります。

混雑緩和のため、郵送による申告書の提出にご協力ください。

- 郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒（切手不要・普通郵便扱い）もご利用いただけます。
- 添付書類台紙に「2(1)申告時に必要なもの」に記載の証明書等を貼付してください。
※②本人確認書類、⑥障害の種別・程度(等級)のわかる各種手帳、⑧学生証については写し(コピー)を貼付してください。
- **申告書の写しが必要な方は、申告書を郵送の際に、2(1)申告時に必要なものに加え、次のものを同封してください。**
 - ① 記入済の申告書の写し(コピー)
※申告書の写し(コピー)が同封されていない場合は、申告書上部の受付書のみ返送となりますのでご注意ください。
 - ② ご自宅への返信用封筒(宛名をご記入のうえ、所定額の切手を必ず貼付しておいてください。)

ご不明な点がある方は、

市税事務所 市民税課 電話（0570-001-731）FAX（072-251-5632）
へお問い合わせください。

※一部のIP電話等をご利用の方は下記電話番号をご利用ください。

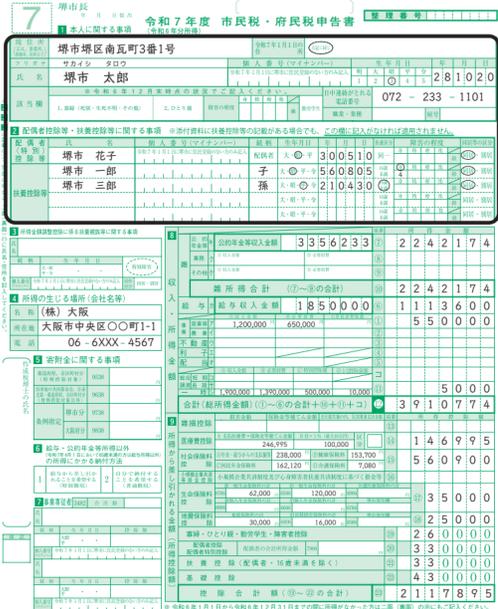
（堺区・西区）072-231-9751

（中区・南区）072-231-9752

（東区・北区・美原区）072-231-9753

なお、申告会場では電話でのお問い合わせはお受けしていません。

3 申告書の記入の仕方 消すことのできないボールペン等をご使用ください



この欄は必ず記入してください。
※添付資料に記載があっても、
記入がなければ、扶養等の控除は
適用されません。

添付書類台紙(裏面は医療費控除明細書)を
同封していますので、ご利用ください。
控除証明書等の添付・提示がない場合、控除を
適用できないことがあります。

収入と控除がわかる書類を同封すれば
8 収入・所得金額
9 所得から差し引かれる金額
の記入を省略することができますよ



太枠内 1 2 は
必ず記入してね。

1 本人に関する事項

- 申告される方の現住所(又は事業所、事務所、居所など)、1月1日の住所、氏名、フリガナ、個人番号(堺市に住民登録のない方のみ記入)、生年月日、電話番号、職業、業種、屋号(事業に係る屋号がある場合)を記入してください。
- 該当欄について、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の要件に該当する方は該当項目を〇で囲んでください。障害者控除に該当する方は手帳等の区分「身」:(身体障害者手帳)・精:(精神障害者保健福祉手帳)・療:(療育手帳)・他:(その他【※】)のいずれかを〇で囲み、その等級を記入してください。

2 配偶者控除等・扶養控除等に関する事項

- 配偶者・扶養親族(同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含む。)がいる場合は、氏名、個人番号(堺市に住民登録のない方のみ記入)、続柄、生年月日を記入してください。
- 扶養区分について、扶養親族が同一生計配偶者(※9の配偶者控除の欄参照)または、16歳未満に該当する場合は区分を〇で囲んでください。
- 障害の程度について、扶養親族が障害者に該当する場合は、1を参照いただき、手帳等の区分「身・精・療・他」のいずれかを〇で囲み、その等級を記入してください。
- 同居等の区分について、同居、別居のいずれかを〇で囲んでください。なお、別居の場合は申告書二面①に氏名・住所を記入してください。

3 所得金額調整控除に係る扶養親族等に関する事項

給与収入金額が850万円を超える方で、2に記入した扶養親族等以外の方を対象とする場合に記入してください。なお、別居の場合は申告書二面①に氏名・住所を記入してください。

4 所得を生じる場所(会社名等)

前年中所得があった場合は所得の生じる場所(会社名等)の名称、所在地、電話番号を記入してください。

5 寄附金に関する事項

●ふるさと納税は「都道府県、市区町村分(特別控除対象)」欄に記入してください。
※ふるさと納税をされた方が申告書を提出した場合は、ワンストップ特別制度の適用を受けることができなくなるため、寄附金の額を必ず記入してください。

●災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地方団体に義援金配分委員会等に拠出されるものは、「都道府県、市区町村分(特別控除対象)」欄に記入してください。

6 給与・公的年金等所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得にかかる納付方法

給与所得に係る住民税が特別徴収(給与からの引き落とし)で、給与・公的年金以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与以外)の所得がある方は、その所得に係る住民税の納付方法を選択してください。

7 事業専従者 氏名、続柄、生年月日、控除額、個人番号(堺市に住民登録のない方のみ記入)を記入してください。

事業専従者の控除額(右のうち少ない方の金額) ①配偶者等は8.6万円、配偶者以外は5.0万円 ②(事業、不動産、山林所得)÷(専従者の数+1)

8 収入・所得金額

●「年金」の収入のある方

厚生年金、国民年金、厚生年金基金、企業年金など	公的年金等雑所得	→●公的年金等を受給されている方
個人年金など	公的年金等以外の雑所得	→●公的年金等以外の雑所得がある方
遺族年金・障害年金	申告不要。※該当の方は1ページ「1 申告が必要な方」の⑥参照	

●公的年金等を受給されている方
「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」の支払金額(2ヶ所以上ある場合は、合算した金額)を「キ」欄に記入してください。「⑦」の所得金額欄は、下表をもとに計算した所得金額を記入してください。

年齢	公的年金等の収入金額 【申告書「キ」欄】	雑所得金額(円未満切り捨て) 【申告書「⑦」欄】
	600,000円以下	0円
昭和35年 1月2日以降に 生まれた方 (65歳未満)	600,001円～1,299,999円 1,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～9,999,999円	収入金額－600,000円 収入金額×0.75－275,000円 収入金額×0.85－685,000円 収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
	1,100,000円以下	0円
昭和35年 1月1日以前に 生まれた方 (65歳以上)	1,100,001円～3,299,999円 3,300,000円～4,099,999円 4,100,000円～7,699,999円 7,700,000円～9,999,999円	収入金額－1,100,000円 収入金額×0.75－275,000円 収入金額×0.85－685,000円 収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

(例) 昭和28年10月20日生まれで公的年金等の収入が3,356,233円の場合
3,356,233円×0.75－275,000円=2,242,174円

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合については計算方法が異なるため、該当の方は堺市ホームページをご覧ください。
「⑩」の所得金額欄は、「⑦」～「⑨」の所得金額欄の合計金額を記入してください。

●公的年金等以外の雑所得がある方

「シルバー人材センター」の配分金「講演料」「原稿料」等の業務に係る収入については、「雑・業務」の欄(「ク」欄)に④収入金額と⑥必要経費を記入し、差引金額を「⑧」の所得金額欄に記入してください。

※「業務の独立性・営利性・反復継続性等を客観的に判断して事業規模にあたるものは事業所得となります。
※「シルバー人材センター」の配分金」に係る雑所得を算出する際の必要経費の最低保証額の上限は5.5万円となります。ただし、ほかに給与収入、事業所得、雑所得がある場合は5.5万円未満になります。

「個人年金」等の収入については、「雑・その他」の欄(「ケ」欄)に④収入金額と⑥必要経費(掛金等)を記入し、差引金額を「⑧」の所得金額欄に記入してください。

●給与所得のある方

「令和6年分 給与所得の源泉徴収票」の支払金額(2ヶ所以上ある場合は、合算した金額)を「カ」欄に記入してください。源泉徴収票がない方は、令和6年中の給与明細書の支給額(税・社会保険料等控除前で通勤手当を除く金額)を合計して収入金額を計算してください。源泉徴収票、給与明細書がいずれもない方は、申告書二面①欄を使用してください。
「⑥」の所得金額欄は下表をもとに計算した所得金額を記入してください。

給与等の収入金額【申告書「カ」欄】	給与所得の金額【申告書「⑥」欄】
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4,000=A ただし、Aは小数点以下切り捨て A×4,000=端数整理額
1,800,000円～3,599,999円	端数整理額×0.6+100,000円
3,600,000円～6,599,999円	端数整理額×0.7－80,000円
6,600,000円～8,499,999円	端数整理額×0.8－440,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

(例) 給与収入が1,850,000円の場合 I 1,850,000円÷4,000=462.5円 → 小数点以下切り捨て → 462円
II 462円×4,000=1,848,000円 III 1,848,000円×0.7－80,000円=1,213,600円 (I, II, IIIの順で計算)
※公的年金等の雑所得がある場合は(2)参照

(所得金額調整控除)
下記(1)又は(2)の要件に該当する場合、計算後の給与所得金額から所得金額調整控除額(下記計算の結果マイナスの場合は0円)を差し引きます。(1)と(2)のどちらも該当する場合はそれぞれ適用されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、下記の①～③のいずれかに該当する場合は、給与所得金額から下記の式で計算した金額が控除されます。
①本人が特別障害者である場合
②23歳未満の扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する場合
③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する場合

所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10%(※1円未満の端数切り上げ)
【例1】給与収入900万円の場合【給与所得控除】=195万円
【所得金額調整控除】=(900万円－850万円)×10%⇒5万円【給与所得】=900万円－195万円－5万円⇒700万円
【例2】給与収入1,000万円以上の場合【給与所得控除】=195万円
【所得金額調整控除】=15万円(上限額)【給与所得】=給与収入－195万円－15万円

上記②又は③の要件に該当し、2欄に記入した扶養親族等以外の方を対象とする場合、3欄へ対象者の氏名・生年月日等を記入してください。※所得金額調整控除の対象者については、他の親族の扶養控除等と重複して適用することができます。

(2) 給与所得と公的年金等の雑所得がどちらもあり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得金額から次の式で計算した金額が控除されます。

所得金額調整控除額=給与所得(上限10万円)+公的年金等の雑所得(上限10万円)－10万円
【例3】給与収入120万円・年金収入117万円(65歳以上)の場合【給与所得】=120万円－55万円⇒65万円
【年金所得】=117万円－110万円⇒7万円
【所得金額調整控除】=10万円(給与所得・上限額)+7万円(公的年金等の雑所得)－10万円⇒7万円
【給与所得】=65万円－7万円⇒58万円【所得合計】=58万円+7万円⇒65万円

【例4】給与収入63万円・年金収入117万円(65歳以上)の場合【給与所得】=63万円－55万円⇒8万円
【年金所得】=117万円－110万円⇒7万円【所得金額調整控除】=8万円+7万円－10万円⇒5万円
【給与所得】=8万円－5万円⇒3万円【所得合計】=3万円+7万円⇒10万円

●事業所得(営業、農業、請負報酬、外交員報酬など)・不動産所得のある方(ア・イ・ウ欄)
④収入(売上)金額と⑥必要経費、⑦特別控除額を記入し、所得金額を求めて、「①」～「③」それぞれの所得金額欄に記入してください。なお、収入金額や必要経費等の収支内訳については、申告書二面「ロ」欄を使用してください。ただし、記帳・帳簿書類の保存がない等、事業所得と認められない場合は、業務による雑所得(「ク」欄の④、⑥)に記入となります。

(例) 収入が1,200,000円、必要経費650,000円の場合 ⇒ 1,200,000円－650,000円=550,000円

●配当所得のある方(オ欄)

株式等の配当金(税引前)を④収入金額に、株式等を取得するために借り入れた資金の利子を⑥必要経費に記入し、④－⑥の金額を「⑤」の所得金額欄に記入してください。

ii 非上場株式(20.42%(地方税なし)の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収)や、大口株主が受ける上場株式等の配当は、申告が必要です。

特定配当等は申告は不要ですが、所得控除等の適用を受けるために、総合課税または分離課税を選択して申告することができます。ただし、申告する場合は所得税の確定申告書において申告する必要があります。(所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することはできません。)

※申告された場合は、合計所得金額に算入されるため、国民健康保険料や介護保険料などに影響があります。

●一時所得のある方(シ欄)

生命保険満期返戻金などの④収入金額と収入を得るために支出した金額⑥必要経費、⑦特別控除額及び⑧1/2控除前額(④－⑥－⑦)を記入し、次の算式により所得金額を求め、「⑩」の所得金額欄に記入してください。

(例) 満期返戻金が1,900,000円あり、すでに払い込んだ保険料が1,390,000円であった場合
1,900,000円－1,390,000円=500,000円(特別控除額)5.0万円=10,000円(1/2控除前額)10,000円×0.5=5,000円(⑩)

9 所得から差し引かれる金額(所得控除額)

控除の種類	対象	要件	控除額
雑損控除	前年中に、次のいずれかの者が所有する住宅・家財等に損害を受けた場合 ○本人 ○本人と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の者 ・生活に通常必要でない資産(書画・骨董・貴金属など)は対象外となります。 ・控除の対象となる損失金額は、その損失を受けた直前におけるその資産の価額(時価)を基礎として計算します。	①A(損害金額－保険金等補てん額)－(総所得金額等×10%) ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※「災害関連支出」とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去するためにした支出をいいます。	①と②のいずれか多い金額
医療費控除	○医療費控除 前年中に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合 ※右記のいずれかを選択適用(両方の適用はできません。)	A(支払金額－保険金等補てん額)－B(総所得金額等×5%) ※Bの限度額は10万円 ※(A－B)の限度額は200万円 購入金額－保険金等補てん額－12,000円(限度額88,000円) ※申告書に記入の際は、下記の区分欄に「1」を記入してください。	A(支払金額－保険金等補てん額)－B(総所得金額等×5%)
社会保険料控除	(国民健康保険・国民年金保険・後期高齢者医療保険・介護保険など) ※配偶者やその他の親族が受け取る年金等から引き差しされている社会保険料は、生計を一にしている配偶者やその他の親族のスイッチOTC医薬品等を購入した場合	医療費控除 A 支払社会保険料・保険金等補てん額 B ⑤×5%(最大10万円) 区分	支払った社会保険料の金額 ・年金や給与から支払った社会保険料⇒④年金・給与からの支払額等の欄に記入 ・納付書や口座振替で支払った国民健康保険料や後期高齢者医療保険料⇒⑥健康保険料の欄に記入 ・国民年金保険料⇒⑥国民年金保険料の欄に記入 ・納付書や口座振替で支払った介護保険料⇒⑥介護保険料の欄に記入 ・その他⇒年金や給与から支払った社会保険料と合算して④年金・給与からの支払額等の欄に記入
小規模企業共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済制度などの掛金を支払った場合	以下	以下の制度・確定拠出年金にかかる支払った掛金の合計額 ・小規模企業共済制度 ・心身障害者扶養共済制度 ・個人型確定拠出年金(いわゆる「iDeCo」)

控除の種類	対象	要件	控除額																																														
生命保険料控除	前年中に、本人または配偶者その他の親族(個人年金保険はその他の親族を除く)を受取人とする一般生命保険や介護医療保険、個人年金保険について支払った保険料がある場合	③新契約・旧契約両方の保険料がある場合 a 一般生命保険分、個人年金保険分のそれぞれにつき、新・旧の保険料ごとに①、②により計算 b 「旧保険料控除額」(限度額35,000円)と「旧保険料控除額+新保険料控除額」(限度額28,000円)を比較し、大きい方を適用 c abで計算した一般生命保険分、個人年金保険分と介護医療保険分を合計します。合計の控除限度額は70,000円	<table border="1"> <tr> <th>契約時期</th> <th>保険料の区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">①平成24年1月1日以降に契約したものの</td> <td>新一般生命保険料</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②平成23年12月31日までに契約したものの</td> <td>旧一般生命保険料</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円(限度額)</td> </tr> </table>	契約時期	保険料の区分	支払保険料	控除額	①平成24年1月1日以降に契約したものの	新一般生命保険料	12,000円以下	支払保険料全額	新個人年金保険料	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	介護医療保険料	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	②平成23年12月31日までに契約したものの	旧一般生命保険料	56,001円以上	28,000円(限度額)	旧個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料全額	旧個人年金保険料	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円			40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円			70,001円以上	35,000円(限度額)														
契約時期	保険料の区分	支払保険料	控除額																																														
①平成24年1月1日以降に契約したものの	新一般生命保険料	12,000円以下	支払保険料全額																																														
	新個人年金保険料	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																																														
	介護医療保険料	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																																														
②平成23年12月31日までに契約したものの	旧一般生命保険料	56,001円以上	28,000円(限度額)																																														
	旧個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料全額																																														
	旧個人年金保険料	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																																														
		40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																																														
		70,001円以上	35,000円(限度額)																																														
地震保険料控除	前年中に、地震保険料、旧長期損害保険料について支払った保険料がある場合 ※旧長期損害保険料は、平成18年末までに契約を締結したものが対象	<table border="1"> <tr> <th>保険契約の種類</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">① 地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円(限度額)</td> </tr> </table>	保険契約の種類	支払保険料	控除額	① 地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,001円以上	25,000円(限度額)	② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円(限度額)	<p>③ ①と②の両方がある場合 ①で求めた額+②で求めた額(限度額25,000円) ただし、1つの契約で、①、②の保険契約のいずれにも該当する場合は、どちらか1つの契約のみに該当するものとして計算します。</p>																														
保険契約の種類	支払保険料	控除額																																															
① 地震保険料	50,000円以下	支払保険料×1/2																																															
	50,001円以上	25,000円(限度額)																																															
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料全額																																															
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																																															
	15,001円以上	10,000円(限度額)																																															
障害者控除	①本人、同一生計配偶者または扶養親族(16歳未満の扶養親族含む)が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている場合 ②障害者手帳がない場合でも要介護認定を受けていて、お住まいの区の地域福祉課から障害者控除認定書の交付を受けた場合 など	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> <th colspan="4">a.cの特別障害者の控除を適用できる方</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者又は扶養親族(1人につき)</th> <th>身体障害者手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>a 特別障害者</td> <td>30万円</td> <td></td> <td>1級・2級</td> <td>1級</td> <td>A</td> <td>重度の障害者と判定された方など</td> </tr> <tr> <td>b その他の障害者</td> <td>26万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c 同居特別障害者</td> <td></td> <td>53万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	控除額		a.cの特別障害者の控除を適用できる方				本人	同一生計配偶者又は扶養親族(1人につき)	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	その他	a 特別障害者	30万円		1級・2級	1級	A	重度の障害者と判定された方など	b その他の障害者	26万円						c 同居特別障害者		53万円					<p>①夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む。)を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>事由</th> <th>扶養親族</th> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>離別</td> <td>子以外の扶養親族</td> <td>500万円以下</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>死別・生死不明</td> <td>要件なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合は、寡婦控除は適用されません。 ※扶養親族は前年中の合計所得金額が4.8万円以下の方が対象です。</p>	事由	扶養親族	合計所得金額	控除額	離別	子以外の扶養親族	500万円以下	26万円	死別・生死不明	要件なし		
区分	控除額			a.cの特別障害者の控除を適用できる方																																													
	本人	同一生計配偶者又は扶養親族(1人につき)	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	その他																																											
a 特別障害者	30万円		1級・2級	1級	A	重度の障害者と判定された方など																																											
b その他の障害者	26万円																																																
c 同居特別障害者		53万円																																															
事由	扶養親族	合計所得金額	控除額																																														
離別	子以外の扶養親族	500万円以下	26万円																																														
死別・生死不明	要件なし																																																
ひとり親控除	現に結婚していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子(16歳未満の子を含む)を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	<table border="1"> <tr> <th>事由</th> <th>扶養親族</th> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>要件なし</td> <td>生計を一にする子</td> <td>500万円以下</td> <td>3.0万円</td> </tr> </table>	事由	扶養親族	合計所得金額	控除額	要件なし	生計を一にする子	500万円以下	3.0万円	<p>※住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合は、ひとり親控除は適用されません。 ※生計を一にする子は前年中の総所得金額等が4.8万円以下で、他の扶養にもなっていない方</p>																																						
事由	扶養親族	合計所得金額	控除額																																														
要件なし	生計を一にする子	500万円以下	3.0万円																																														
勤労学生控除	自己の勤労に基づき給与や事業所得等がある学生である。 前年中の合計所得金額が75万円以下である。 勤労によらない所得金額が10万円以下である。	<table border="1"> <tr> <th>要件(以下を全て満たす)</th> <th>学校の要件</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>・学校教育法による高校・大学(大学院を含む)など。 ・一定の課程を履修させる専修学校・各種学校・職業訓練法人(学校の長等から証明を受ける必要がある。)</td> <td></td> <td>26万円</td> </tr> </table>	要件(以下を全て満たす)	学校の要件	控除額	・学校教育法による高校・大学(大学院を含む)など。 ・一定の課程を履修させる専修学校・各種学校・職業訓練法人(学校の長等から証明を受ける必要がある。)		26万円																																									
要件(以下を全て満たす)	学校の要件	控除額																																															
・学校教育法による高校・大学(大学院を含む)など。 ・一定の課程を履修させる専修学校・各種学校・職業訓練法人(学校の長等から証明を受ける必要がある。)		26万円																																															
配偶者控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合(事業専従者を除く)	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>配偶者の年齢</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>70歳未満(昭和30年1月2日以降に誕生)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上(昭和30年1月1日以前生)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>	本人の合計所得金額				配偶者の年齢	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	70歳未満(昭和30年1月2日以降に誕生)	33万円	22万円	11万円	70歳以上(昭和30年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円																															
本人の合計所得金額																																																	
配偶者の年齢	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																														
70歳未満(昭和30年1月2日以降に誕生)	33万円	22万円	11万円																																														
70歳以上(昭和30年1月1日以前生)	38万円	26万円	13万円																																														
同一生計配偶者	前年中の本人の合計所得金額が1,000万円を超え、前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)を有する場合は、配偶者控除の適用はありませんが、障害者控除の対象になると、税額の計算に影響することがあります。																																																
配偶者特別控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合(事業専従者を除く) ●配偶者の合計所得金額が48万円を超える場合は、その金額を「配偶者の合計所得金額」の欄に記入 ●配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	本人の合計所得金額				配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円			
本人の合計所得金額																																																	
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																														
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																														
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																														
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																														
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																														
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																														
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																														
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																														
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																														
133万円超	0円	0円	0円																																														
扶養控除	前年中の合計所得金額が48万円以下の、生計を一にする扶養親族を有する場合(事業専従者を除く)	<table border="1"> <tr> <th>扶養親族の年齢</th> <th>区分</th> <th>生年月日</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>16歳未満</td> <td>年少</td> <td>平成21年1月2日以降生まれ</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>16歳以上19歳未満</td> <td>一般</td> <td>平成18年1月2日～平成21年1月1日</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>19歳以上23歳未満</td> <td>特定</td> <td>平成14年1月2日～平成18年1月1日</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>23歳以上70歳未満</td> <td>一般</td> <td>昭和30年1月2日～平成14年1月1日</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>老人</td> <td>昭和30年1月1日以前生まれ</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居者親等</td> <td>70歳以上のうち、本人や配偶者の直系尊属で あなや配偶者との同居を常としている場合</td> <td>45万円</td> </tr> </table>	扶養親族の年齢	区分	生年月日	控除額	16歳未満	年少	平成21年1月2日以降生まれ	0円	16歳以上19歳未満	一般	平成18年1月2日～平成21年1月1日	33万円	19歳以上23歳未満	特定	平成14年1月2日～平成18年1月1日	45万円	23歳以上70歳未満	一般	昭和30年1月2日～平成14年1月1日	33万円	70歳以上	老人	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円	同居者親等	70歳以上のうち、本人や配偶者の直系尊属で あなや配偶者との同居を常としている場合	45万円	<p>※国外居住の扶養親族の年齢が30歳以上70歳未満であるときは、下記のいずれかに該当している場合のみ対象となります。 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方 ②障害のある方 ③扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を3.8万円以上受けている方</p>																			
扶養親族の年齢	区分	生年月日	控除額																																														
16歳未満	年少	平成21年1月2日以降生まれ	0円																																														
16歳以上19歳未満	一般	平成18年1月2日～平成21年1月1日	33万円																																														
19歳以上23歳未満	特定	平成14年1月2日～平成18年1月1日	45万円																																														
23歳以上70歳未満	一般	昭和30年1月2日～平成14年1月1日	33万円																																														
70歳以上	老人	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円																																														
	同居者親等	70歳以上のうち、本人や配偶者の直系尊属で あなや配偶者との同居を常としている場合	45万円																																														
基礎控除	本人の合計所得金額	<table border="1"> <tr> <th>本人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>4.3万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,500万円以下</td> <td>2.9万円</td> </tr> </table>	本人の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	4.3万円	2,400万円超～2,500万円以下	2.9万円	<table border="1"> <tr> <th>本人の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>1.5万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </table>	本人の合計所得金額	控除額	2,450万円超～2,500万円以下	1.5万円	2,500万円超	0円																																		
本人の合計所得金額	控除額																																																
2,400万円以下	4.3万円																																																
2,400万円超～2,500万円以下	2.9万円																																																
本人の合計所得金額	控除額																																																
2,450万円超～2,500万円以下	1.5万円																																																
2,500万円超	0円																																																

※所得の計算で生じた1円未満の端数は切り捨て、控除の計算で生じた1円未満の端数は切り上げます。
※人的控除は、令和6年12月31日(年中途中で死亡した場合には、その死亡日)現在の状況によります。